

エコツアーリズム推進法による利用規制について

1. 利用規制に関する検討事項

→ 屋久島町エコツアーリズム推進全体構想で策定する事項

全体構想の事前申請は4月末、正式申請は10月を予定しているほか、全体構想に関わる条例策定は9月を予定している。このため、4月中に主な内容を確定する（細かな修正は条例策定まで可能）。

(1) 制限主体

屋久島町（※ルールの内容は、永田浜ウミガメ保全協議会で検討する。）

(2) 規制場所

永田浜（いなか浜、前浜、四ツ瀬浜）

(3) 規制期間

5月1日～8月31日

(4) 規制時間：

案1	・ <u>午後7時30分～午前5時00分</u>
案2	・ <u>午後8時00分～午前5時00分</u>

(5) 規制対象者

永田浜を利用する人すべて

(6) 行為規制：

- ・ フラッシュ撮影を行わない。
- ・ 懐中電灯等照明器具を使用しない。

(7) 立ち入り規制

イ. 産卵期

- ・ 団体の受入人数も含めて、1日あたりの観察人数上限を 80名とする。
- ・ ただし、修学旅行生や研修等は1日1団体程度受入可能とする。
- ・ 観察会スタッフ1名あたりの観察人数上限を 20名とする。

ロ. ふ化期

- ・ 団体の受入人数も含めて、1日あたりの観察人数上限を 120名とする。
- ・ 1グループあたりの観察人数上限を 30名とする。

(8) 立ち入り承認機関

屋久島環境文化財団

(9) 手数料：

規制期間や立ち入り規制の人数、承認機関等決定後、事務局において積算をする。

2. 観察会・夜間臨時開館の実施に関する検討事項

- 永田浜ウミガメ保全協議会観察会・夜間臨時開館実施要項で規定する事項
 広報や実施体制を整える期間を鑑み、参加者の受付を開始する時期（平成23年4月）
 の2ヶ月程度前（平成23年1月末）までに確定する。

(1) 開催期間・時間

イ. 産卵期

案1	・ 5月15日～7月31日 20:00～23:00（受付は20:30まで） ○従来通りなので、観察可能なウミガメが十分上陸することが分かっている。
案2	・ 5月1日～7月31日 20:00～23:00（受付は20:30まで） ○ウミガメの上陸シーズンをカバーできる。 ×5月1日～15日までの間、観察可能なウミガメがどの程度上陸するか、分からない。 ×ゴールデンウィーク中の人手確保が困難。

ロ. ふ化期

案1	・ 8月1日～8月31日 20:00～22:00（受付は21:30まで） ○ウミガメのふ化の多い時期をカバーできる。
----	---

(2) 開催主体

- イ. 産卵期：永田ウミガメ連絡協議会
 ロ. ふ化期：NPO 法人屋久島うみがめ館

(3) 開催場所

イ. 産卵期

案1	・ 観察小屋で行う ○従来通りのため、混乱なく安全に実施できる。 ×小屋の構造上、後ろの人がビデオを見られない。 ×雨天の時、参加者が雨を避けられる場所がない。
案2	・ 屋久島うみがめ館で行う ○参加者に対して、より充実したレクチャーができる。 ○待ち時間における参加者の満足度は向上する。 ○浜への明かりの影響が軽減される。 ×移動に時間がかかるため、産卵のタイミングを逃す恐れがある。 ×移動時に県道を横断する必要があるため、交通事故の危険性が高まる。
検討課題	案2の場合、 ・ 安全の確保について十分検討する必要がある。 ・ レクチャーの実施主体を明確にする必要がある。

ロ. ふ化期

NPO 法人屋久島うみがめ館

(4) 観察区域

イ. 産卵期

案 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ いなか浜及び前浜全域（ウミガメ保護柵内を除く） ○ウミガメの産卵を観察できる可能性が高い。 ○保護柵内の子ガメに悪影響を及ぼさない。
案 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ いなか浜については、送陽邸横～キャンプ場下に限定する。 ○ウミガメへの悪影響を軽減できる。 ×ウミガメの産卵を観察できない確率が高い。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観察区域を限定するほど、ウミガメの産卵を観察できない確率が高くなる。（上陸場所は、日によって一部地域に限定されることが少なくない） ・ 観察を制限すればするほど、ウミガメへの影響は軽減できるのは明らかであるが、保全と利用のバランスをどう取るかは十分議論する必要がある。

ロ. ふ化期

案 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ いなか浜ハッピー下のみ。 ○ウミガメへの悪影響を軽減できる。 ○観察対象は、保護した子ガメなので、観察区域の設定は容易。
-----	--

(5) 参加費：

開催期間や立ち入り規制の人数等が決まった後に積算をする。

3. その他の事項

平成 21 年度に策定された「永田浜ウミガメ観察ルール」のうち、1 及び 2 で取り上げなかった事項については、従来どおりとする。